

(仮称) 市場活性化委員会の設置について

【概 要】(設置要綱で具体的に規定)

《構成等》

- 委員構成 : 各市場の青果部、水産物部に卸売業者・仲卸業者・本市の三者で協議の場を設置
招集頻度等 : 課題・状況に応じて随時開催とし、本市が招集

《協議事項等》

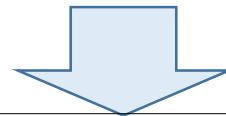
概ね次のとおりとし、その他の事項を協議することを妨げない。

- (1) 基本的な取引条件に関すること（卸売業者の法定の公表項目等）
- (2) 取引状況の情報に関すること
- (3) 取引方法に関すること
- (4) 市場の安全衛生等に関すること

《協議結果の取扱い》

- (1) 取引状況の情報に関しては、定期的に取り引状況を情報共有し、公正な取引環境を確認
- (2) 市場の管理運営・安全衛生に関しては、必要な範囲で本市の指導基準等に反映
- (3) 協議の結果を尊重し、当事者間で誠実に履行 など

事業者・開設者の連携により、公正な取引の場としての市場の機能を確保するとともに、市場取引における課題を解決していく。



市場の活性化